

## 中野市立保育所民間移管に係る三者協議会（平野・高丘）設置要領

令和6年3月26日

## 1 趣旨

中野市立保育所の民営化（民間移管）に際して、保護者の意見を可能な限り反映させる観点から、移管後の保育所運営の諸事項について、当該保育所保護者代表・社会福祉法人寿翔永会・中野市の三者で協議し、合意形成を図るため三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 2 構成

保護者代表（3名）、社会福祉法人寿翔永会、中野市で構成する。

## 3 協議事項等

民間移管後の保育所運営に関する諸事項について協議します。なお、この協議会で協議し合意した事項については、三者は遵守するものとする。

## 4 設置期間

設置期間は、移管後の当面の間までとし、協議会において決定する。

## 5 開催頻度

移管前については、月1回程度会開催する。ただし、三者のいずれかが要求した場合は、この限りではない。

移管後については、別途協議して決定する。

## 6 開催場所

会議開催場所は、原則として当該保育所または西部公民館とする。ただし、日程等で止むを得ない場合は、他の場所で開催する。

## 7 主催（事務局）

協議会は、移管前は中野市（子ども部）が主催し、移管後は社会福祉法人寿翔永会が主催する。会議を主催する者が議長となる。

必要において外部の者を会議に出席させることができる。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で協議して定める。